

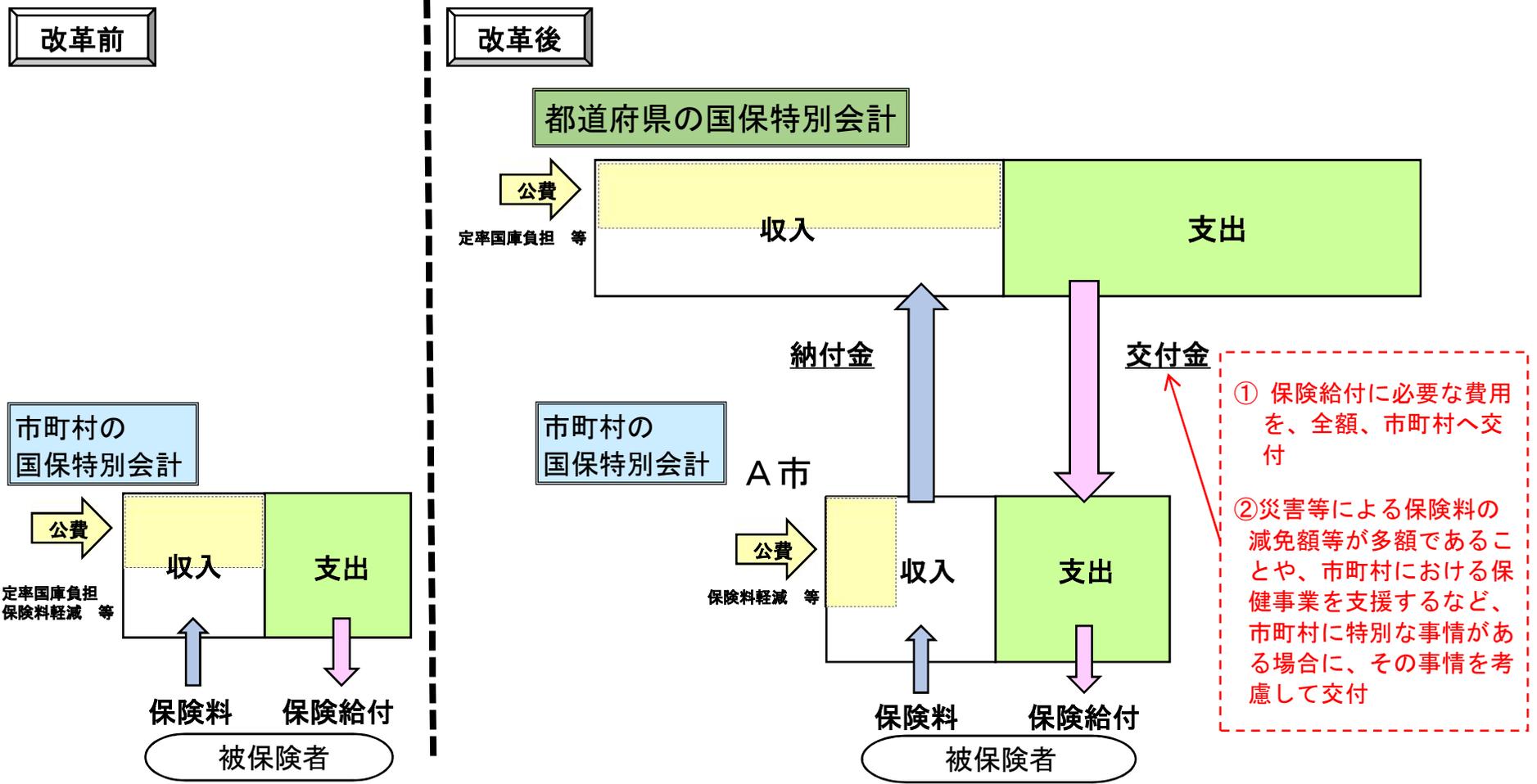
# 令和 5 年度国民健康保険事業費納付金等の 算定方法（案）について

令和 4 年 11 月 28 日（月）  
令和 4 年度第 1 回鹿児島県国民健康保険運営協議会



# 改革後の国保財政の仕組み

- 都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払う（保険給付費等交付金の交付）ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。※納付金の額は、市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮
- 市町村は都道府県が市町村ごとに決定した納付金に見合った保険料を設定、徴収して都道府県に納付する。

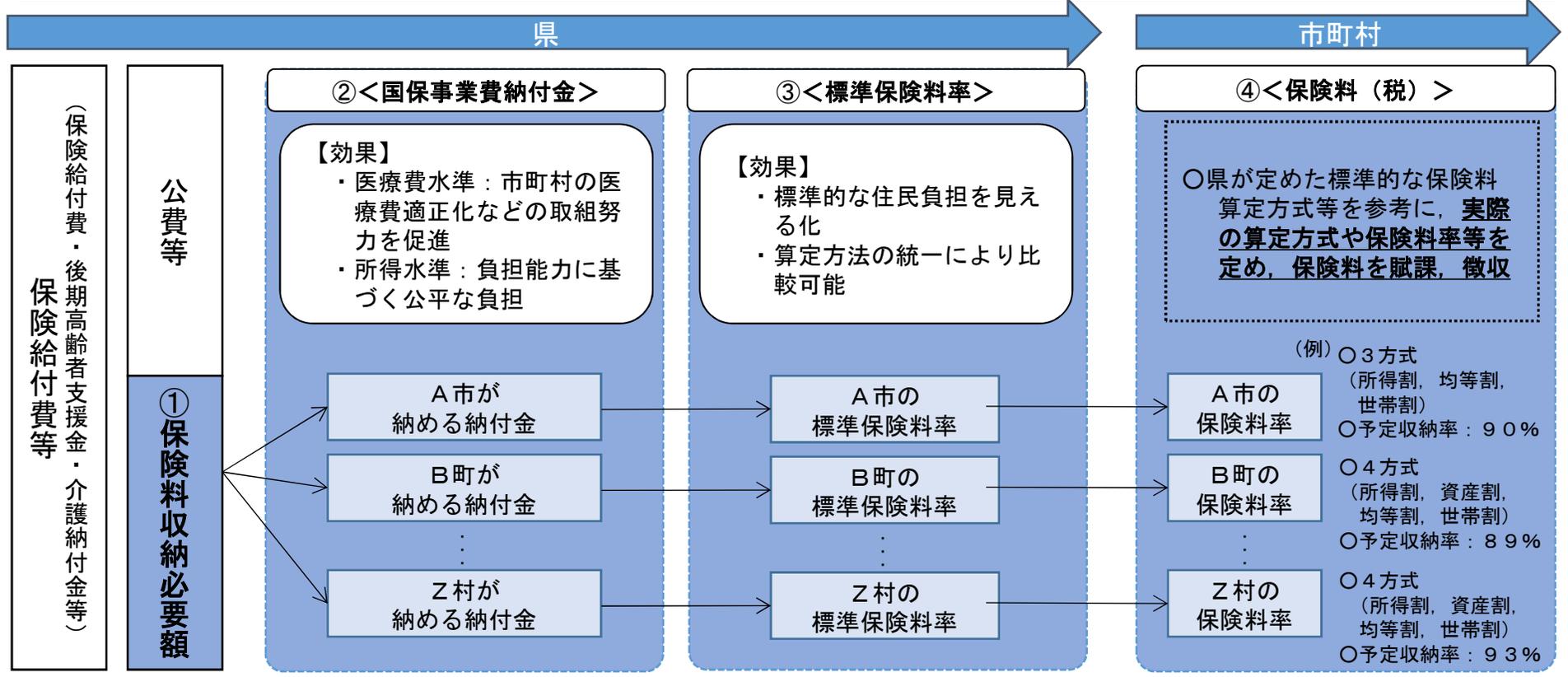


# 市町村における保険料(税)の標準的な算定方法

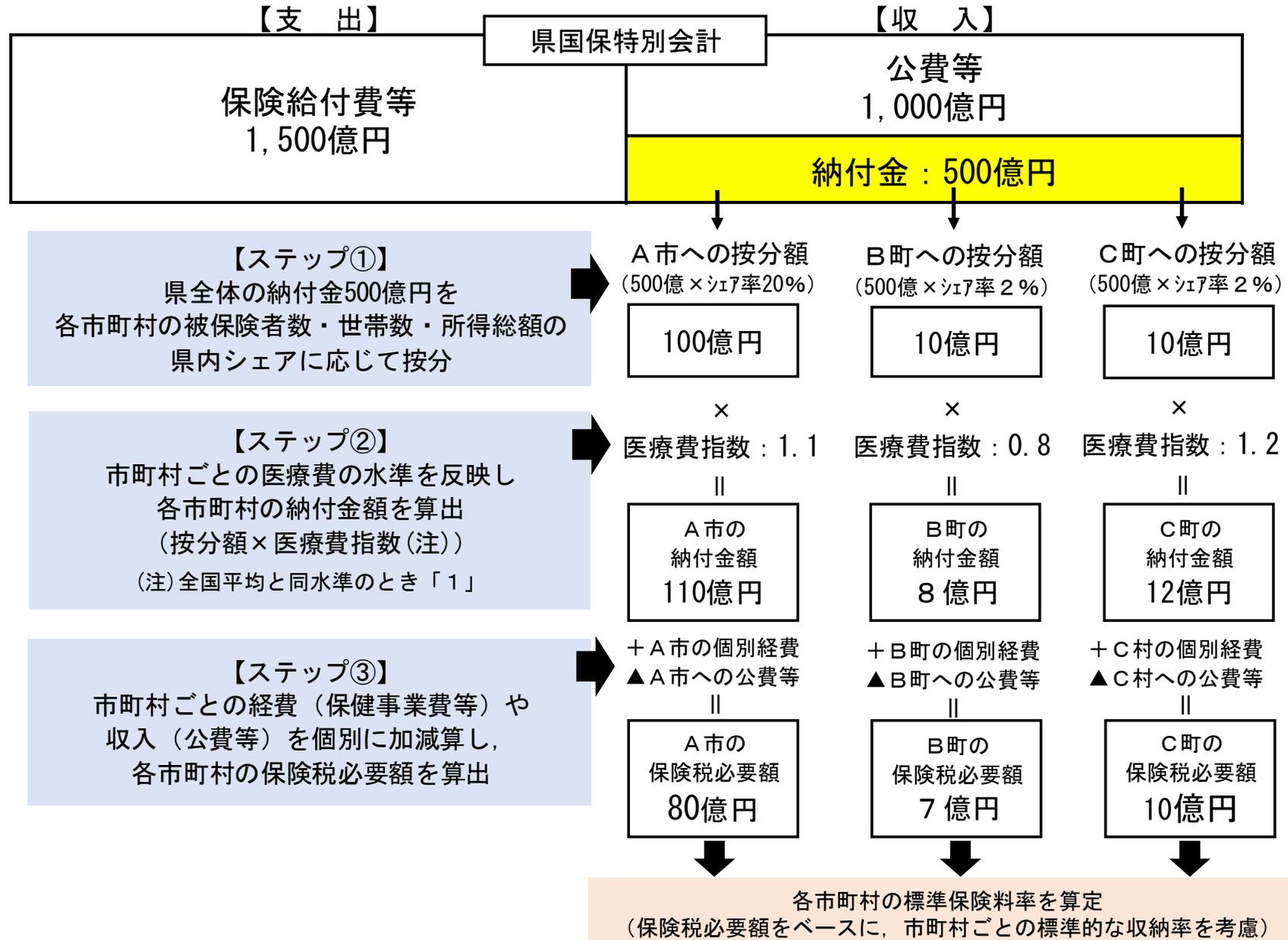
県国保運営方針  
＜概要版＞より

## 標準的な保険料(税)算定のイメージ

- 県は、財政運営の責任主体として医療給付費を県全体で賄うために、
  - ① 保険給付費等の見込みに見合う「保険料収納必要額」を算出
  - ② 各市町村が県に納める額（国保事業費納付金）を決定（医療費水準、所得水準を考慮）
  - ③ 標準的な保険料の算定方法（算定方式、市町村規模別の収納目標等）、市町村ごとの標準保険料率を示す
- 市町村は、
  - ④ 県が示した標準保険料率等（③）を参考に、実際の保険料算定方式や保険料率等を定め、保険料を賦課・徴収



# 国保事業費納付金等の算定手順イメージ（概要）



# 令和5年度国保事業費納付金・標準保険料率における本県の算定方針について（案）

項 目		算 定 方 針 等	R4本算定の前提	R5算定の前提
1 基 礎 的 な 算 定 方 針	①県又は二次医療圏ごとで統一の保険料水準とするか	統一の保険料水準とはしない。 <small>(※統一に向けては引き続き検討)</small>	同左	同左
	②県又は二次医療圏ごとで高額医療費を共同で負担するための調整を行うか。	高額医療費を共同で負担するための調整は行わない。	同左	同左
	③納付金として集め、また同時に保険給付費等交付金で給付する対象範囲を療養の給付以外の出産育児一時金、葬祭費、保健事業等に拡大するか	対象範囲は拡大しない。	同左	同左
2 主 に 納 付 金 の 算 定 に 必 要 な 係 数 、 方 針	① $\alpha$ の設定の仕方	保険料水準を当面統一化しないため、 $\alpha = 1$ を基本（激変緩和で $\alpha$ の調整は基本行わない）。	$\alpha = 1$	$\alpha = 1$
	② $\beta$ の設定の仕方（医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分） <small>※必要に応じ、<math>\beta'</math>についても設定</small>	$\beta$ = 所得係数を基本（激変緩和で $\beta$ の調整は基本行わない）。	$\beta$ = 本県の所得係数	$\beta$ = 本県の所得係数
	③賦課限度額 <small>(医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、市町村標準保険料率の算定に当該賦課限度額を用いる)</small>	地方税法施行令に示されている限度額とする。 (医療65万円、後期20万円、介護17万円)	同左（R3年度の限度額を使用）	同左（R4年度の限度額を使用）
	④保険者努力支援制度の県分の扱い	納付金総額から差し引く。	同左	同左
	⑤所得のシェアや人数のシェアで納付金の配分を行う際、世帯数や資産税総額を勘案するかどうか	世帯数を勘案する。（= 3方式）	同左	同左
3 主 に 標 準 保 険 料 率 の 算 定 に 必 要 な 係 数 、 方 針	①標準的な収納率 <small>(医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分/各市町村の規模別等)</small>	各市町村の実態に応じた収納率とし、直近3か年の平均値により設定する。	同左	同左
	②標準的な算定方式（2方式、3方式、4方式）	3方式	同左	同左
	③所得割指数、資産割指数、均等割指数、平等割指数 <small>(医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分)</small>	所得割指数=1.0、均等割指数=0.7、 平等割指数=0.3	同左	同左
	④県繰入金（1号分）を活用した激変緩和措置の調整する範囲 <small>(標準保険料率の算定に必要な保険料総額（e）の増加を一定割合以内に収める際の基準)</small>	平成28年度からの自然増率（保険料収納必要総額ベース） ※ただし、自然増率がマイナスの場合は0%とする。 ※医療、後期、介護、計のそれぞれに設定	同左 ※所要額の6分の2のみ激変緩和	同左 ※所要額の6分の1のみ激変緩和
	⑤保険者努力支援制度の県分の扱い（再掲）	2④と同じ	2④と同じ	2④と同じ
4 そ の 他	①公費の過年度調整	普通調整交付金等、公費の本算定額と実交付額との差額を後年度の納付金で調整する。	必要に応じて実施することとしていたが、必要性が生じなかったため実施していない。	必要に応じて実施

# 令和5年度国民健康保険事業費納付金等の 仮算定結果の概要等について

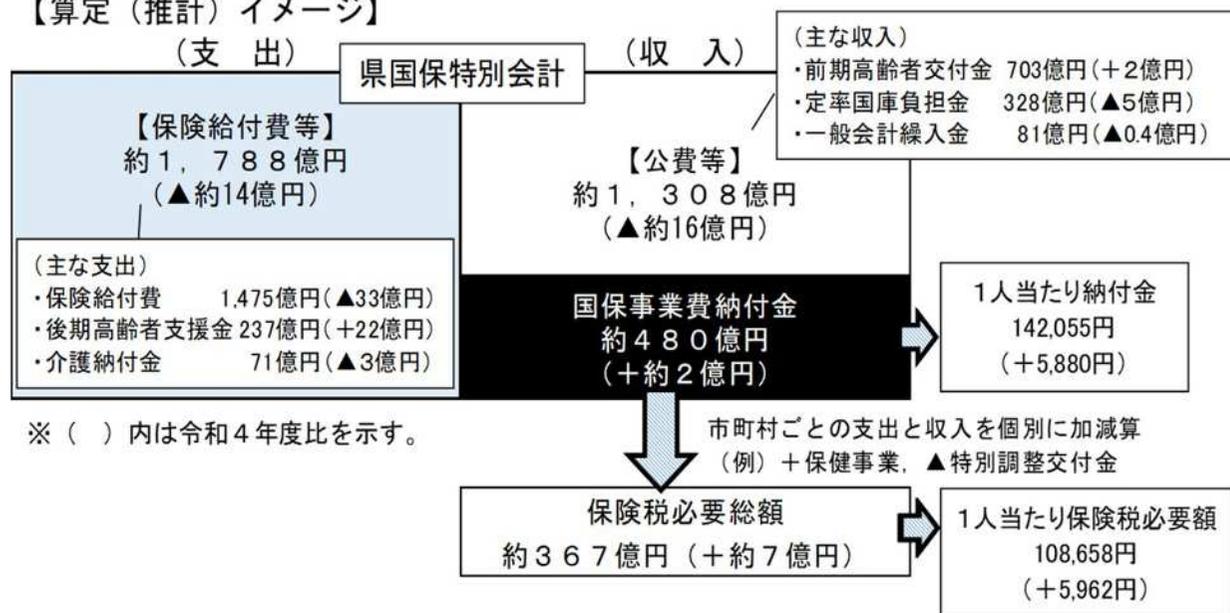
## 【仮算定結果に係る留意点】

- 国から示された仮係数等を用いて令和5年度の国保事業費納付金等の仮の算定を行ったものであり、今後、改めて示される国の確定係数等を用いて正式な算定（本算定）を行うため、数値が変動する可能性がある。
- この資料の保険税必要額は、低所得者に対する国保税の軽減措置などを反映していないため、被保険者の実際の負担額とは異なる。

## 令和5年度仮算定のポイント

- 納付金は、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分ごとに算定を行う。
- 令和5年度は、団塊の世代（昭和22年～昭和24年出生）のうち、昭和23年生まれの被保険者が後期高齢者医療制度に移行する年度であり、1人当たり医療費が高い年齢層の減少に伴う保険給付費の減等により、納付金（医療分）は減額となった。  
一方で、団塊の世代が後期高齢者医療制度に移行することに伴い、支払基金に支払う後期高齢者支援金の増により、納付金（後期高齢者支援金分）は増額となり、また、国費の収入減少により、納付金（介護納付金分）も増額となった。  
上記を合算し、市町村が県に納める令和5年度納付金額は、令和4年度比約2.1億円増の約480.2億円となった。
- 納付金総額の増額、被保険者数の減少及び国費等の市町村個別収入の減少等により、被保険者1人当たり保険税必要額は令和4年度比5,962円増の108,658円となった。

### 【算定（推計）イメージ】



### 子ども医療費現物給付措置拡大に伴う 公費減額調整に係る納付金の調整

- 県子ども家庭課所管において平成30年10月に開始した「子ども医療給付事業」（住民非課税世帯の「未就学児」を対象とした窓口負担の無償化）は、令和3年4月1日から住民税非課税世帯の「高校生」まで対象拡大された。
- 当該対象拡大に伴い、現行の国保制度においては、国庫補助配分上の公平を図るため、①療養給付費等負担金、②県繰入金、③普通調整交付金の3つの公費において減額調整措置が実施されることとなる。
- ①療養給付費等負担金は市町村ごとに個別調整し、②県繰入金及び③普通調整交付金は県全体で調整している。

## 令和5年度仮算定に係る「1人当たり保険税必要額」について

- 国から示された仮係数等を用いて令和5年度の国保事業費納付金等の仮の算定を行ったものであり、今後、改めて示される国の確定係数等を用いて正式な算定（本算定）を行うため、数値が変動する可能性がある。
- この資料の保険税必要額は、低所得者に対する国保税の軽減措置などを反映していないため、被保険者の実際の負担額とは異なる。

市町村名 (建制順)		令和4年度 本算定 A	令和5年度 仮算定 B	対前年度 増減額 B-A	対前年度 伸び率 (B-A)/A	市町村名 (建制順)		令和4年度 本算定 A	令和5年度 仮算定 B	対前年度 増減額 B-A	対前年度 伸び率 (B-A)/A
1	鹿児島市	110,247円	117,090円	+6,843円	+6.2%	23	長島町	76,827円	111,493円	+34,666円	+45.1%
2	鹿屋市	93,550円	97,700円	+4,150円	+4.4%	24	湧水町	101,472円	108,718円	+7,246円	+7.1%
3	枕崎市	118,154円	117,884円	▲270円	▲0.2%	25	大崎町	100,203円	108,524円	+8,321円	+8.3%
4	阿久根市	99,884円	105,012円	+5,128円	+5.1%	26	東串良町	121,595円	125,818円	+4,223円	+3.5%
5	出水市	89,361円	90,463円	+1,102円	+1.2%	27	錦江町	99,778円	104,784円	+5,006円	+5.0%
6	指宿市	112,323円	117,186円	+4,863円	+4.3%	28	南大隅町	109,748円	116,543円	+6,795円	+6.2%
7	西之表市	91,685円	99,012円	+7,327円	+8.0%	29	肝付町	95,217円	95,645円	+428円	+0.4%
8	垂水市	95,124円	98,582円	+3,458円	+3.6%	30	中種子町	103,067円	114,209円	+11,142円	+10.8%
9	薩摩川内市	102,846円	111,701円	+8,855円	+8.6%	31	南種子町	106,634円	112,324円	+5,690円	+5.3%
10	日置市	105,645円	109,784円	+4,139円	+3.9%	32	屋久島町	79,603円	84,513円	+4,910円	+6.2%
11	曾於市	114,246円	119,325円	+5,079円	+4.4%	33	大和村	83,896円	93,851円	+9,955円	+11.9%
12	霧島市	98,292円	102,084円	+3,792円	+3.9%	34	宇検村	66,717円	87,002円	+20,285円	+30.4%
13	いちき串木野市	104,537円	112,928円	+8,391円	+8.0%	35	瀬戸内町	75,248円	86,745円	+11,497円	+15.3%
14	南さつま市	109,679円	116,041円	+6,362円	+5.8%	36	龍郷町	100,613円	102,374円	+1,761円	+1.8%
15	志布志市	101,158円	105,650円	+4,492円	+4.4%	37	喜界町	74,266円	78,454円	+4,188円	+5.6%
16	奄美市	81,115円	88,741円	+7,626円	+9.4%	38	徳之島町	65,095円	71,983円	+6,888円	+10.6%
17	南九州市	123,168円	125,687円	+2,519円	+2.0%	39	天城町	64,180円	65,457円	+1,277円	+2.0%
18	伊佐市	99,623円	100,435円	+812円	+0.8%	40	伊仙町	51,506円	54,887円	+3,381円	+6.6%
19	始良市	105,116円	112,408円	+7,292円	+6.9%	41	和泊町	89,802円	101,410円	+11,608円	+12.9%
20	三島村	137,778円	97,785円	▲39,993円	▲29.0%	42	知名町	77,893円	95,147円	+17,254円	+22.2%
21	十島村	89,141円	128,842円	+39,701円	+44.5%	43	与論町	84,823円	92,174円	+7,351円	+8.7%
22	さつま町	117,459円	120,377円	+2,918円	+2.5%	県全体		102,696円	108,658円	+5,962円	+5.8%

# 仮算定結果を踏まえた今後の流れ

---

- (1) 令和5年度の当初予算編成及び国保税の参考として活用  
仮算定結果を、各市町村においても、運営協議会への説明、令和5年度予算編成及び税率改定等の検討の材料として活用する。
- (2) 令和5年度本算定（確定係数の反映）の実施  
令和4年12月頃から令和5年1月にかけて、国の確定係数等を踏まえ、令和5年度の国保事業費納付金や標準保険料率の正式な算定（本算定）を行う。